

# 定例委員会の開催状況

第1 日 時 平成14年3月7日(木)  
午前9時30分 ~ 午後0時05分

## 第2 出席者

### 1 国家公安委員会側

磯邊、渡邊、荻野、安崎各委員

### 2 警察庁側

長官、次長、官房長、生活安全局長、刑事局長、交通局長、  
警備局長、情報通信局長

## 第3 議事の概要

### 1 議題事項

#### (1) 古物営業法の一部を改正する法律案について

警察庁から、「古物取引における高度情報通信ネットワーク利用の拡大等にかんがみ、古物営業法について所要の改正を行うこととしたい。」旨の説明があり、原案どおり決定した。

委員から、「古物営業法の改正に当たっては、各省庁との間で意見調整がなされ、その意見が反映されていることは結構であるし、規制緩和の大きな方向からいってもよいと思う。一方で、治安の観点からみると、インターネットオークションに出品される古物の数が膨大となることから、改正法による中止命令が実際に発出できるような調査がどこまで可能なのか疑問である。そこで、悪質な事案に対して円

滑に中止命令ができるような情報入手の仕組みを研究して、それを取り入れてほしい。また、インターネットオークションが盗品の処分の機会を提供しているなど悪質な問題が生じた時は、躊躇せず、法改正についてのイニシャチブをとってほしい。」旨の発言があり、警察庁から、「盗品の情報については、警察がいろいろな業務の過程で入手したり、業者や被害者から提供される場合があるが、御指摘のように中止命令が機動的かつ効果的に機能するような環境づくりについて研究し、対応したい。また、今後、インターネットオークションがどのように推移していくか、実態をよくフォローし、関係方面と連携をとりながら適切に対応したい。」旨、説明があった。

(2) 公益信託「全遊協少年非行防止活動助成基金」の終了について

警察庁から、「公益信託『全遊協少年非行防止活動助成基金』を終了し、残余財産を社団法人全国少年補導員協会へ寄付することとしたい。」旨の説明があり、原案どおり決定した。

委員から、「この公益信託は具体的にどういう活動をしていたのか。」との質問があり、警察庁から、「ここ数年来の事業として、全国少年補導員協会や社会安全研究財団等の関係団体が主催する『少年非行防止のためのシンポジウム』等への助成を行っていた。」旨、説明があった。

(3) 監察の取扱い事案について

警察庁から、「新潟県警察の警察署における被留置者逃走事案に関し、同警察署長の監督責任について、2月28日、国家公安委員会から懲戒審査の要求を受けた懲戒審査会は、3月4日、警察庁において会議を開催し、本日、審査結果を国家公安委員会に答申する。」旨の説明があった。その結果、戒告処分の決定がされた。

(4) 監察の取扱い事案について

警察庁から、「福岡県警察の巡査部長が、平成12年2月から同1

3年8月までの間、計8回にわたり交番備付けの普通自動二輪車を無免許運転したとして、停職6月とした事案に関し、同県警察は、国家公安委員会の了承が得られれば、本日、当時の警察署長等を本部長注意の措置等とする予定である。」旨の説明があり、原案どおり了承した。

(5) 国家公安委員会への意見・要望文書等の措置について

国家公安委員会のインターネット・ホームページの受信電子メール、書簡等について閲覧し、回答を要するか否かの判断を行った。回答を要するものについては、その内容を原案どおり了承した。

## 2 報告事項

(1) 殉職事案の発生について

警察庁から、「秋田県警察の巡査部長が、3月3日、トンネル内で発生した交通事故現場に徒歩で向かう際、事故車両に接触した他の車両と壁との間にはさまれ、収容先の病院で死亡、殉職した。」旨の報告があった。

(2) 平成14年度監察実施計画について

警察庁から、殉職・受傷事故防止対策の推進状況及び業務適正化の推進状況を柱とする平成14年度における警察庁の監察実施計画について報告があった。

本報告に対し、各委員から次の旨の発言があった。

### 委員

政策評価の範疇に入るかもしれないが、「監察」の成果を点検するための監察というのはいり得るのか。つまり、近年の不祥事問題に関連して、業務の適正化の観点からの業務監察を行ってきたとのことであるが、その成果をフォローアップするような制度はいり得

るのか。公安委員会に託された権限、職務の中で、監察は非常に重要な位置付けとなっており、監察がきちんと機能しているかどうかは非常に重要な意味があると考えている。

#### 委員

例えば、民間組織であれば、会計監査の他に、業務が本来の目的に沿って効率的、戦略的に行われているかどうかなどを評価する、いわゆる業務監査のようなものがある。今後政策評価を推進していくという流れの中で、不祥事に対する監察だけではなく、政策評価についても、この監察実施計画の中に盛り込んでよいのではないか。また、過去の公安委員会で職員の過労の問題について意見を述べたが、警察署の署長や副署長等の人事管理担当者が、職員の勤務状況に対し管理者としての適切な注意を払っているかどうかなどについて、注意喚起する意味も含めた監察を行ってほしい。

#### 委員

昨年、けん銃に関する規範が改正されてから今日までさしたる問題がなく推移しており、大変よいことだと思っている。第3四半期において実戦的かつ効果的なけん銃訓練等の推進状況について監察を行うとのことであるが、一般の人々を被害に巻き込むことのないよう、けん銃訓練について万全を期してほしい。警察庁内の各局部分で業務指導責任者及び業務指導担当者を指名することであるが、けん銃の訓練に関しては誰が指名されるのか。

各委員の発言に対し、警察庁側から次の旨、説明した。

昨年、監察の制度や仕組みを変えたが、これらの制度等がうまく機能しているかについて、ある時点でフォローアップする必要がある。

特に、管区警察局の組織を大幅に改編し、監察と広域調整に業

務の重点を指向した形の機関としている。管区警察局による監察が、現在どういう形できめ細かく機能しているかなどについて、ある時点で検証していく必要がある。管区警察局独自で行う監察実施項目についても警察庁でチェックしたい。

御指摘のとおり、業務を適正かつ効率的に行うためにどうあるべきかという観点も当然必要である。監察には業務監察と服務監察の2つの概念があり、業務監察とは、例えば外国人犯罪対策をどのように講じれば現在の情勢に一番見合う警察活動なのかという観点での監察であり、服務監察とは、非違行為の防止及び非違行為があった場合の適正処理についての観点での監察である。政策評価との関係については、警察改革の推進状況について行う総合評価の中で、監察の結果、業務がどのようになっているかという部分も含めて評価したいと考えている。その結果を踏まえながら、監察そのものが更に効率的に機能するよう考えていきたい。さらに、「公務災害の発生状況、休暇の取得状況、超過勤務の状況等」については現在調査中であり、その結果を踏まえ、御指摘の点については会議等を通じてガイドライン等により指導したいと考えている。

それぞれの業務担当部門で全般に指導する責任者を決めるということなので、けん銃の訓練全般に関することであれば教養担当理事官が責任者となって、けん銃訓練を担当している補佐等が担当者となる。けん銃については各部門の警察官が使用する場合がありますので、そうした場合には、教養の担当者と、それぞれの部門の指導責任者や担当者とが連携をとりながら訓練の指導を行うこととなる。

### (3) 警察庁旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令案について

警察庁から、「2月28日の公安委員会で決裁を受けた警察庁旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令案について、その後財務省との協議が整った。」旨の報告があった。

(4) 国会の状況について

警察庁から、「2月28日から3月6日までの間に行われた衆議院予算委員会の状況等」について報告があった。

(5) 警察庁長官に対する開示請求の措置等について

警察庁から、「3月5日までの間に警察庁長官に対してなされた開示請求の状況、当該請求に係る部分開示及び不開示決定の概要並びに不服申立ての状況」について報告があった。

(6) 監察の取扱い事案について

警察庁から、「愛媛県警察の事務吏員が、平成11年10月ころから同13年3月ころまでの間、職員から預かり保管中の図書代金80万円を業務上横領した事案に関し、同県警察は、本年3月8日、同事務吏員を懲戒免職処分とするとともに、検察庁に書類送致し、同人の上司5人を本部長訓戒の措置とする予定である。」旨の報告があった。

(7) ジー・オーグループに係る広告費等名下の出資法(預り金)違反事件について(警視庁)

警察庁から、「警視庁は、通信販売等の企業グループの経営者らが、広告費等募集名下に、高利息の配当及び元本返還を約束するなどして消費者から現金を受け入れていたとして、3月6日、出資法違反で一斉捜索を実施した。」旨の報告があった。

委員から、「このような事件の摘発については、早期に着手すればおそらく被害は少ないし、あまり早いと民事的な問題の議論も出てくるなど、そのタイミングが難しいと思われるが、今回の捜索のタイミングは適切だったと評価しているのか。」との質問があり、警察庁から、「今回の捜索は適切なタイミングで行われたものと思っている。警察としては、世間に与える影響、混乱等種々の要素を判断してそのタイミングを計っているが、今回のような一般の不特定多数の方々が

被害にあふ事案については、被害防止、あるいは被害拡大防止、捜査の進展状況等、諸々の観点から最適な捜索等のタイミングを決めたものと考えている。一般論として、この種の事件では、初期段階において出資者からの入金が他の出資者に還元されている状態にあるので、出資者には被害にあったという意識がないし、被害の届出もなされない。しかし、その後、ある時点で金回りがパンクするので、被害が表面化することになる。したがって、それまでは犯罪として捉えにくい、ないしは分かりにくいということもある。捜索のタイミングは被害防止の観点と事件の成否の見極めとの総合判断であると思われる。」旨、説明があった。

- ( 8 ) 兵庫県神戸市における殺傷事件に際しての初動警察措置について  
警察庁から、「3月4日、兵庫県神戸市において発生した殺傷事件に際しての初動警察措置について説明の上、事実関係については、現在、兵庫県警察において調査中である。」旨の報告があった。

- ( 9 ) 武富士弘前支店における強盗殺人・放火事件について(青森県警察)  
警察庁から、「青森県警察は、昨年5月8日、武富士弘前支店において、男が店舗にガソリン様の液体を撒いて放火し、同店従業員9人を殺傷した事件で、3月4日、被疑者を強盗殺人罪等で逮捕した。」旨の報告があった。

委員から、「本事件は、物証が少ない中で綿密な捜査を続け、よく解決したとの声がいろいろな方面から聞こえてくる。他府県にも未解決の重要事件が残っており、その士気を鼓舞する意味からも、何らかの表彰は考えられないのか。また、表彰する場合には広く広報してもよいのではないかと。さらに、目撃情報等を提供してくれた市民に対しても何らかの表彰等を考えてもよいのではないかと。」との発言があり、警察庁から、「本事件検挙の功労により、現在、青森県警察に対する表彰について検討しているところである。表彰についての広報及び情報提供者に対する感謝状等は、時期をみて青森県警察で対応するもの

と思われる。」旨、説明があった。

委員から、「私も委員と同感であり、大変よいニュースだと喜んだ次第である。その関連で、警察庁長官賞は年間どのくらい授与されているのか。」との発言があり、警察庁から、「平成13年中の警察庁長官賞状の授与は212件である。事件功労だけでなく、各種の警備活動に対する功労もある。また、コンピューターを利用したシステムの構築により、業務の省力化や正確化が図られたなどの施策の推進による功労等も含まれている。」旨、説明があった。

(10) 福岡県警察の元警部補らによる捜査情報漏洩をめぐる贈収賄事件について（福岡県警察）

警察庁から、「福岡県警察は、3月7日、暴力団に関する捜査情報の漏洩に関して、指定暴力団会長から、現金数十万円を收受した同県警察の元警部補を受託収賄罪で再逮捕するとともに、同会長を贈賄罪で逮捕した。」旨の報告があった。

(11) 道路交通法施行規則の一部改正試案等に対する意見の募集について  
警察庁から、「道路交通法施行規則等の改正に当たり、同規則の一部改正試案等を公表し、広く国民から意見を募集することとした。」旨の報告があった。

(12) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則試案に対する意見の募集について

警察庁から、「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の制定に当たり、同規則試案を公表し、広く国民から意見を募集することとした。」旨の報告があった。

(13) ムシャラフ パキスタン・イスラム共和国大統領の来日をめぐる動向と警察措置について

警察庁から、「ムシャラフ大統領は、3月12日から15日までの

間、来日する予定であり、警視庁では、所要の体制で警備を実施することとしている。」旨の報告があった。

委員から、「ムシャラフ大統領の来日は大変重要な意味を持っていると思う。警備には万全を期してほしい。」旨の発言があり、警察庁から、「国際情勢を考慮に入れてしっかりと警備したい。」旨、説明があった。

(14) 「暴対法施行10年」について

警察庁から、「暴対法施行10年」について報告があった。